

規制改革等3か年計画2005 ～ 競争関係

制度調査部
堀内勇世

【要約】

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」が閣議決定された。

これは、今後の規制改革などの方向を示すものである。

公正取引委員会の権限とも関係が深い、「競争政策関係」の「独占禁止法のエンフォースメント(ルールの実効性を確保するための手段)の見直し・強化」の項目を引用する。

1. 3か年計画(改定)の閣議決定

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(注1)が閣議決定された。これは、平成16年(2004年)3月19日に閣議決定された「規制改革推進・民間開放推進3か年計画」(注2)を、「規制改革・民間開放推進会議」での審議結果等を踏まえて、見直したものである。

この「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」は、今後の規制改革などの方向を示すものである。

ここでは、参考までに「措置事項」の「5 競争政策関係」の中の「ア 独占禁止法のエンフォースメント(ルールの実効性を確保するための手段)の見直し・強化」の項目を引用する。

(注1) 「規制改革・民間開放推進会議」の次のHP参照

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2004/0325/index.html>

(注2) 内閣府の次のHP参照。

<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/040319/index.html>

2. 「規制改革・民間開放推進会議」とは

平成13年(2001年)4月以降、規制改革の推進にあたり重要な役割を果たしてきた「総合規制改革会議」は、平成16年(2004年)3月をもって終了した。しかしながら、それ以降も規制改革を推進する必要性があった。そこで、平成16年4月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者13名から構成される「規制改革・民間開放推進会議」が内閣府に設置され、より一層の規制改革のため活動している。なお設置期間は、平成19年(2007年)3月31日までとされている。

3. 「独占禁止法のエンフォースメント（ルールの実効性を確保するための手段）の見直し・強化」の項目

「5 競争政策関係」の中の「ア 独占禁止法のエンフォースメント（ルールの実効性を確保するための手段）の見直し・強化」の項目を引用する。
なお、編集の関係で、省略等の処理を行っている。

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1. 措置体系の見直し等 （公正取引委員会）	a 平成 15 年 10 月に公正取引委員会の研究会の報告書として結論が取りまとめられた刑事告発手続の見直し、課徴金算定率の引上げ・適用対象の拡大、課徴金減免プログラムの導入等について、近年における独占禁止法の重要性の増大にかんがみ、独占禁止法のエンフォースメントを抜本的に強化して競争秩序の維持を図る観点から、これらのエンフォースメント強化策の早急な実現を図る。 （第 161 回国会に関係法案提出）	法案提出	法案成立後公布・施行	
（公正取引委員会）	b 独占禁止法改正法案が成立した場合において、改正法の実効性を確保する観点から、課徴金減免制度等新たな制度について周知を図るとともに、公正取引委員会における執行体制を整備する。		実施(法案成立が前提)	
（公正取引委員会、事業所管官庁）	c 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者に混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図る。	一部逐次実施	逐次実施	
（事業所管官庁）	d 事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。	逐次実施		

2. 独占禁止法における民事責任制度及び差止制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	必要性が認められる場合、検討着手
---	---	------------------